

第 25 期

〔 自 2023 年 7 月 1 日 〕
〔 至 2024 年 6 月 30 日 〕

業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する公衆縦覧書類)

公衆縦覧開始日 2024 年 9 月 26 日

EY 新日本有限責任監査法人

所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号

代表者 片 倉 正 美

目次

一．業務の概況	1
1．監査法人の目的及び沿革	1
(1)監査法人の目的	1
(2)監査法人の沿革	1
2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別	1
3．業務の内容	1
(1) 業務概要	1
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	2
(3) 監査証明業務の状況	2
(4) 非監査証明業務の状況	2
4．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	2
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	2
①経営の基本方針及び経営管理に関する措置	2
②法令遵守に関する措置	3
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況	3
①専任の部門の設置又は専担者の選任の状況	3
②専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況	3
(3) 業務の品質の管理の状況等の評価	3
①基準日	3
②業務の品質の管理の目的	3
③基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	4
ア.業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持	4
イ.業務に係る契約の締結及び更新	4
ウ.業務を担当する社員その他の者の選任	5
エ.人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分	5
(ア) 社員の報酬の決定に関する事項	5
(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項	5
(ウ) その他	5
オ.業務の実施及びその審査	5
(ア) 専門的な見解の問合せ	5
(イ) 監査上の判断の相違の解決	5
(ウ) 監査証明業務に係る審査	6
(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況	6
カ.業務に関する情報の収集及び伝達	6
キ.前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ	7
ク.アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化	7
ケ.アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施	7
コ.アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善	7
④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して	8

責任を有する社員による評価の結果及びその理由	
⑤④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容	 8
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	 8
(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月	 8
(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	 8
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項	 8
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	 8
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	 8
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	 8
(3) 当該業務上の提携の内容	 8
(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要	 8
二. 社員の概況	 9
1. 社員の数	 9
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	 9
三. 事務所の概況	 10
四. 監査法人の組織の概要	 11
五. 財産の概況	 11
1. 売上高の総額	 11
2. 直近の二会計年度の計算書類	 11
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	 11
4. 供託金等の額	 11
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	 11
六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称	 12

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 25 期（2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで）

2024 年 9 月 26 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名：EY 新日本有限責任監査法人

所在地：東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号

代表者：片倉正美

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

- 財務書類の監査又は証明
- 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

2000 年 4 月 1 日	太田昭和監査法人（1967 年 1 月に設立された監査法人太田哲三事務所と 1969 年 12 月に設立された昭和監査法人の合併により 1985 年 10 月に設立）とセンチュリー監査法人（1986 年 1 月に設立）が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立
2001 年 7 月 1 日	法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更
2003 年 8 月 1 日	アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドとメンバーシップに関する契約を締結
2008 年 7 月 1 日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更
2018 年 7 月 1 日	法人名称を新日本有限責任監査法人から EY 新日本有限責任監査法人に変更

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、数多くの会社や学校法人等に対して監査を実施しており、監査の契約種類別にも金融商品取引法監査及び会社法監査を中心に、学校法人監査や労働組合監査はもとよりその他の法定監査ならびに任意監査まで幅広く監査証明業務を提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は 3,745 社（前期比 33 社増加）、監査証明業務に係る当期収入は 96,102 百万円（前期比 3,576 百万円増加）となりました。

また、当法人は非監査証明業務として、IFRS 導入支援サービスや IPO（株式公開）支援サービスをはじめ不正対策・係争サポートサービス、財務会計アドバイザリーサービス、気候変動・サステナビリティサービスなど幅広いアドバイザリーサービスメニューを用意しており、金融、公会計、医療福祉、不動産等を含む様々な分野において業種に即したアドバイザリーサービスを提供してい

ます。また、当法人が加入しているアーンスト・アンド・ヤング（EY）のグローバルネットワークを利用して、海外でのサービス提供も行っています。

非監査証明業務の対象会社総数は1,873社（前期比27社減少）、非監査証明業務に係る当期収入は19,121百万円（前期比2,144百万円増加）となりました。

上記の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、115,223百万円（前期比5,720百万円増加）となりました。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及び当期中の非監査証明業務対象会社数、ならびにそれぞれの大会社等の数は、下記(3)及び(4)に記載のとおりです。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3)監査証明業務の状況

※2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	819 社	805 社
②金商法監査	52 社	27 社
③会社法監査	1,248 社	254 社
④学校法人監査	74 社	0 社
⑤労働組合監査	5 社	0 社
⑥その他の法定監査	786 社	43 社
⑦その他の任意監査	761 社	2 社
計	3,745 社	1,131 社

(4)非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	1,873 社	503 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針及び経営管理に関する措置

当法人は、「Building a better working world～グローバルな経済社会の円滑な発展に貢献する監査法人～」をパーパスとし、定款及び各種規程において、経営執行役員の職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制を整備し、経営執行役員及び評議員の選任方法や社員総会、評議会、経営会議の審議事項及び議決の方法、組織の業務分掌等を定めています。

経営意思の決定機関として、社員総会において社員の中から選出された経営執行役員である理事長、副理事長及び経営専務理事で構成される経営会議を設置しています。経営会議の決定に基づく経営執行については、本部組織として理事長のもとに、リスク管理本部、アシュアランスイノベーション本部、アドバイザリーサービス本部、監査サービス本部、マーケティング本部、経営管理本部、企画本部等を設置し、業務部門組織として事業部を設置しています。また、監査品質に関する情報を包括的に収集して組織としての対応を行うことを目的として、経営会議のもとに監査品質監督会議を設置し、そのもとに品質管理本部を設置しています。本会議の議長は理事長が務め、品質管理管掌、クライアントサービス管掌、リスク管理管掌に加え会計・監査・資本市場に知見のある社外有識者がメンバーとなっています。

経営執行を監督・評価する機関として、社員総会において選任された社内評議員及び社外評議員で構成される評議会を設置し、その内部組織として公益委員会及び監査委員会を設置し

ています。公益委員会は社外評議員のみで構成され、当法人が監査品質の維持及び継続的な改善、また当法人のレピュテーションの維持及び信頼性の向上を追求しステークホルダーに対する説明責任を果たすため、独立した客観的な立場から経営執行を監督・評価します。また、公益委員会の内部組織として、理事長候補者及び評議員候補者の指名等を担う指名担当会議を、更に理事長の評価・報酬内容の決定方針案の策定及び経営専務理事以上の報酬総額決定方針案の策定を担う報酬担当会議を設置しています。なお、公益委員長、指名担当会議議長、報酬担当会議議長は社外評議員が務めます。監査委員会は社外評議員が委員長を務め、経営執行役員の職務執行の法令等の準拠性、会計監査人の監査等の相当性を監査し、評議会に報告します。

② 法令遵守に関する措置

EYは、グローバルな組織の一員として意思決定を行う際のよりどころとなる倫理上の枠組みとして、「グローバル行動規範（The Global Code of Conduct）」を定めているほか、当法人においては、パーパスの実践に当たって共有すべき指針として、法令遵守に関する事項を含めた「行動指針」を制定し、理事長からのメッセージとして発信しています。インサイダー取引防止の観点からは、「インサイダー取引防止規程」を制定し、社員及び職員の特定有価証券等の売買を制限しています。これらの遵守については、毎年、全構成員を対象としたコンプライアンス研修で周知を図るほか、全構成員から遵守に関する誓約書を入手しています。

当法人は法令遵守に関する事項を取り扱う部署としてリスク管理本部を設置している他、社外の弁護士も含めたリスクマネジメント委員会を設けて、法令遵守を含むリスクへの対応状況を管理しています。また、法令違反行為等の防止、早期発見・法人の自浄作用の強化・社会的信頼の確保等を目的として、各種の通報対応制度（内部通報・外部通報・公益通報）を設けています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門として、品質管理本部を業務部門組織とは独立した本部組織として設置しています。品質管理本部は、契約審査部、監査監理部、会計監理部、IFRS デスク、キャピタル・マーケティング部、AQR 部、意見審査部、非監査品質管理部の8つの部で構成され、監査マニュアルの整備及びツールの開発、監査・会計基準を現場に適用する際のコンサルテーションを通じて、監査チームを指導し、サポートしています。また品質管理に必要な情報をタイムリーに発信するとともに、現場からの質問などにも適宜対応する体制を敷いています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部の責任者は品質管理業務に専従しており、品質管理本部内の各部の責任者も監査業務への一定水準の関与はあるものの品質管理業務に必要な時間を十分確保しています。専従の品質管理本部の責任者以外の品質管理本部所属者（品質管理本部内の各部の部長を含む）については、監査事業部等との兼務体制をとっていますが、各専門要員の役割や責任、業務内容を踏まえた兼務割合を明確に設定して、その割合に基づき品質管理本部の業務に従事しています。また、品質管理本部の承認権限者等は、忌避プロトコルに基づき自らが関与する監査証明業務に係るコンサルテーション等の業務には関与しない運用としています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日

6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当法人が実施する業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しています。

- 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って業務を実施すること
- 当法人又は業務責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(職業倫理)

当法人は日本の法令及び日本公認会計士協会の倫理諸則の内容を加えた「倫理規程」及びそれらのガイダンスを制定し、当法人及び全構成員に遵守を義務付けるとともに研修を通じて周知を図っています。また独立性を含む職業倫理について、リスク管理本部プロフェッショナル・エシックス部の専任スタッフが、これらの運用を行なっています。

(独立性)

EY が定める独立性ポリシーに加え、公認会計士法をはじめとする我が国の規定を反映した「独立性に関する規程」を制定し、当法人及び全構成員に遵守を義務付けるとともに、独立性を保持し阻害要因を識別するための体制を整備し、運用しています。また、全構成員に独立性研修の受講を義務付け、独立性に関する知識の保持を確保しています。

個人の独立性確保においては、利害関係を Global Monitoring System（保有有価証券等のデータベース）に登録することを義務付け、また、毎年全構成員を対象に規程等の遵守状況を確認するため定時利害関係調査を実施し、個別の専門業務の従事前にも独立性を保持していることを確認しているほか、一定の範囲で弁護士による調査を実施し、個人の経済的利害関係に関する独立性違反の事実が無いかどうかを監視しています。

業務の独立性確保においては、非監査証明業務受嘱にあたり、独立性の観点から許容されない業務を提供しないよう、全 EY 共通の業務提供ガイド（SORT）において、業務提供可否や独立性担当部署の事前承認の要否等を定めています。また、業務受嘱ツール（PACE）では、該当業務の SORT 上の分類と企業データベースである Global Independence System を参照して、独立性制限の有無や、その被監査会社等に対するその業務の提供可能性と必要な手続を判定し、提供しようとする業務が独立性担当部署の事前承認が必要である場合、事前承認を登録したシステム（ICD）へのリンクを設定することが求められ、独立性担当部署の事前承認なしに業務を受嘱しないように統制しています。

組織の独立性確保においては、ビジネス上の関係（財・サービスの調達、共同的関係等）の申請ツール（BRIDGE）を通じた申請を求め、独立性を阻害することがないように統制を図っています。

業務執行社員の選任及び交替（ローテーション）においては、公認会計士法等に基づく規制に加え、上場会社（上場 REIT を除く）の筆頭業務執行社員は交替後当該会社及び子会社に改めて関与することができないことを定めた「業務執行社員等の選任及び交替制度に関する規程」を制定し、当該規程に基づいた交替計画の策定及び当該計画に従った交替を実施しています。監査補助者についても、「担当者の長期的関与に関する規程」に基づき、一定の関与期間の制限を設けた配置を実施しています。

なお、審査担当社員の選任及び交替に関しては、「審査担当社員等選任細則」等に基づき実施しています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査業務の契約の締結及び更新にあたっては、「監査契約承認規程」等に基づき、独立性確認手続を実施のうえ、不正リスクを含むリスク評価を実施し、そのレベルに応じた適切な承認を受けることを義務付けています。

リスクのレベルは、適用しようとしている財務報告の枠組みの受入可能性、被監査会社（新規契約先を含む）の誠実性及びガバナンス体制、ビジネス及び財政状態、海外を含むグループ会社の状況、不正・法令違反の有無、時間及び人的資源を含めた監査業務を実施するための監査チームの適性及び能力、及び、関連する職業倫理に関する規定が遵守できないリスク等の観点から評価しています。さらに、監査契約締結後の監査実施期間中において、適時にリスクの再評価を実施しています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員に関しては、「業務執行社員の選任及び交替手続に関する取扱い」に基づき、「監査事業部運営ガイドライン」に定められた「事業部社員選任等委員会」にて、対象会社の状況及び担当する社員の経験等に基づき適切な業務執行社員を検討し、「業務執行社員選任及び交替委員会」へ業務執行社員の選任及び交替申請を行います。業務執行社員選任及び交替委員会は、申請内容を検討し、承認後、事業部長に決定通知を行います。監査補助者に関しては、「アサインメントの取扱い」に基づき、監査事業部アサイン担当パートナーが、監査品質を重視するとともに、多様な業務を経験し、専門性を持った人材を育成する観点から監査チームメンバーの編成を行っています。監査チームと監査事業部アサイン担当パートナーは、監査業務を主管する事業部等に所属する職員からメンバーを選定し、監査チームメンバー編成案を作成します。監査チームメンバー編成案は、事業部長の承認により確定します。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

品質、人材及び成長などの総合的観点から定期的に評価を実施し、その結果を社員報酬に反映しています。なお、監査品質を重視し、ビジネスを理解しリスクを見極めることができる人材を高く評価するように評価基準を定めています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業員の研修に関する事項

職業的専門家としての資質の研鑽、専門的知識及び能力の向上、監査手法等の運用指導により、監査業務及び関連サービスの質的水準の維持・向上を図り、監査法人としての品質の向上を図ることを目的として、体系立てた研修を実施しています。

また、研修の履修結果は経営管理本部育成部が管理しており、継続的専門能力開発制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確認しています。

(ウ) その他

(職員の採用)

職員の採用は、監査及び会計に関する専門家集団の一員として常に能力を高め、品位を保持し、公正に業務を遂行する資質を有する者を採用することとし、当法人の戦略に基づく採用計画に従って実施しています。そのうえでグローバル対応力やデジタル分野、サステナビリティ分野に秀でた人材の採用を強化しています。アシュアランスイノベーション（会計監査のDX）戦略の実現や、企業におけるサステナビリティ（持続可能性）対応への支援に向けて、特にデジタル人材やサステナビリティ人材の採用を加速させる方針です。

(情報通信技術)

全量データを用いた効率的で深度ある監査を実施するため、最先端のテクノロジーやAIを活用し様々なデジタルツールを開発するとともに、データの授受及び処理に不可欠であるデジタルインフラの構築及び維持を図っています。EYグローバルが開発及び管理しているITシステム及びITアプリケーション（監査ツールを含む）を主として利用し、これに加えて、アシュアランスイノベーション本部において日本独自で開発した監査ツールを監査業務へ活用しています。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査実施者に対する、不正リスクへの対応を含む監査の基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導及び会計基準等の解釈についての支援、並びに重要な監査上の検討事項の協議・相談は、品質管理本部（本部審査会を含む）が行っています。

また、監査実務上の法務又は税務事案等については、必要に応じて外部専門家として弁護士又は税理士等の見解を問い合わせる体制としています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違の解決については、前述の本部審査会による重要な監査上の検討事項の協議・相談によって解決を図っています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

すべての監査業務について、「審査規程」等に基づき、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、監査関与先ごとに選任された、審査担当社員により実施されます。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正・追加が行われることのリスクを認識し、「監査ファイルの最終的な整理後において監査調書の保存期限が終了するまで、いかなる監査調書であっても、削除又は廃棄してはならない」こと、及び、監査調書を追加する場合の取扱い（申請・承認手続きを含む）を定めています。

また、監査調書の不適切な変更を防止するための仕組みとして、すべての監査調書は電子的に作成・保管されることを原則とし、電子監査調書はシステムの制御され、監査ファイルの最終的な整理後にいかなる修正も加えられないことが担保されています。なお、当該制御には以下が含まれます。

- アーカイブ状態の解除を実施できない
- アーカイブ済の調書の更新はできず、新たなドキュメントとして追加のみが可能

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(情報と伝達に関する品質目標の設定)

当法人においては、関連性がある信頼性の高い情報を識別・捕捉・処理・維持する情報システムを構築し、当法人の組織風土が法人内及びEYネットワーク内における情報交換の重要性を認識させ強化するものとし、また関連性及び信頼性の高い情報が当法人の内部で交換され外部の利害関係者に適切に伝達されることを品質目標としています。

(監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守)

監査品質に関する情報を包括的に収集して組織としての適切な対応を行うため、監査品質監督会議を設置しています。原則として月次で開催され、監査品質に関連して事業部及び各本部から収集された情報を本部間で共有・伝達するとともに、組織横断的な対応を行っています。

また、品質管理本部は本部からの指示の伝達や事業部間の情報共有、課題事項の協議の場として、原則として月次で監査品質管理委員長会議を開催しています。品質管理本部は各事業部の監査品質管理委員会と連携して現場の情報を収集し、本部としての必要な対応を行うとともに、監査品質監督会議に報告しています。

各事業部の監査品質管理委員会は、品質管理本部の指示の下、監査チームによる監査の実施状況に関する情報を日常的なモニタリングを通じて収集し、品質管理本部に報告しているほか、品質管理本部からの指示・伝達事項を事業部内の監査チームに周知展開しています。

なお、当法人の監査業務等に関する不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を広く収集するため、当法人のウェブサイトには監査ホットラインを開設し、法人外からの情報提供を受け付けています。また、内部通報窓口を設け、法人構成員からの情報提供を受け付けるとともに、公益通報者保護法に規定される公益通報を専門的に取り扱うための公益通報窓口を設置しています。

(監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当法人は、監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針・手続について「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の監査役への通知に関する当法人の指針」を定め、各監査業務に適用しています。

(必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当法人は、監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報提供として、経営及びガバナンス体制、品質管理、人材育成など、監査品質を追求する取組みを「監査品質に関する報告書」にまとめ、毎年定期的に発行しています。同報告書は当法人のウェブサイトに掲載しています。

(品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保)

当法人は、2017年3月31日に金融庁より公表され、2023年3月24日に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用し、すべての原則を適用しています。監査法人のガバナンス・コードへの対応状況については、上記の「監査品質に関する報告書」において、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、これらの原則を適切に履行するための指針ごとに記載し、十分な透明性の確保に努めています。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

新規契約に当たって前任監査人が存在する場合は、監査基準が定める所定の方法に従い、リスクの評価を行ったうえで受嘱の可否を判断します。当法人が前任監査人である場合は、後任監査人の監査契約締結の判断及び監査を実施するうえで有用な情報を誠実かつ明確に引き継ぎます。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の品質管理システムに関する最高責任者は理事長であり、品質管理システムについて、説明責任を含む最終的な責任を負います。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は各管掌であり、各担当部署における品質管理システムの整備及び運用状況を評価し、必要な場合改善活動を行います。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は監査品質監督会議であり、品質管理システムの整備及び運用状況を監督し、品質管理システムの年次評価の結論の適切性の評価を行います。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人の品質管理システムの整備及び運用評価方針の策定及び実施については、EYが定める品質目標、品質リスク及び統制手続に関する取決めに準拠しており、また、改訂後の「監査に関する品質管理基準」及び改正品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」にも対応するために、必要に応じて品質目標を追加で設定し、品質リスク及び統制手続を追加・変更しています。なお、EYは、国際品質マネジメント基準第1号(国際監査・保証基準審議会2020年12月17日)に基づき品質目標、品質リスク及び統制手続を設けています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理システムのモニタリングについては、監査品質監督会議が所管し、モニタリング対象業務に対して客観性が確保できる者が品質管理システムの有効性を評価し、必要な場合、品質目標、品質リスク及び品質リスクへの対応の見直しが適切に実施されているかを検証します。また完了した監査業務の検証については、監査品質監督会議が所管し、品質管理本部が実施します。これらのモニタリング活動のなかで識別された発見事項については、不備が存在するか評価し、不備を識別した場合には、根本原因分析を実施するとともに不備の重大性と広範性の評価を行います。また、不備については、不備が発生した部署等が改善計画書を作成し、改善状況のモニタリングが行われます。これらの改善活動は、各モニタリングの実施状況とともに、監査品質監督会議に適時に報告され、承認を受けます。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人は、理事長を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質管理システムの整備及び運用の年次評価基準日を6月30日と定めています。2024年6月30日現在の評価の実施において重大または広範な不備が識別されなかったことから、当監査法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していることを確認しました。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、公認会計士法に規定される特定社員に関して「特定社員規程」を設け、公認会計士法及び同施行規則に定める法定要件を充足することを規定するとともに、監査証明業務に関連する役職等への特定社員の就任に制限を加えています。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

2024年2月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の理事長 片倉 正美は、当法人の第25期（自2023年7月1日 至2024年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上 場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

当法人は、他の公認会計士又は監査法人と業務提携を行っていません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

2003年8月

(3) 当該業務上の提携の内容

当法人は、EYのメンバーファームであり、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドとメンバーシップに関する契約を締結しています。

アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドとメンバーシップに関する契約を締結しているメンバーファームで構成されるグローバル組織としてのEYは、全世界150ヶ国以上のメンバーファームに39万5千人の構成員を擁し、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーサービスの分野におけるプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

取決めの主な内容は以下のとおりです。

- 監査関与先の海外向け財務諸表に対する「Ernst & Young」を含む名称を用いた監査証明業務
- アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドの開発した各種システム及びデータベース等の利用
- 関与先の国際化・多国籍化による各種ニーズに対応した国際業務の推進
- メンバーファーム相互の関与先の紹介

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
523 人	12 人	535 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

社員総会決議事項を除く重要な事項に関する意思決定を行う、社員の一部をもって構成される合議体は次のとおりです。

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営会議	経営に関する意思の決定	5 人	0 人	5 人

当法人では、経営執行を監督・評価する機関として評議会を設置しており、社外評議員並びに監査委員としての社内評議員が経営会議に出席しています。

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数						
		社員		使用人の数				計
		公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認会計士 試験合格者 等	監査補助 職員	その他 事務職員 等	
(主) 東 京	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	428 人	12 人	1,880 人	1,024 人	921 人	501 人	4,766 人
(従) 札 幌	北海道札幌市中央区北一条西四丁目1番地2 J & S りそなビル	5	0	34	19	7	2	67
仙 台	宮城県仙台市青葉区中央一丁目3番1号 A E R	5	0	21	12	4	2	44
福 島	福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル	2	0	12	3	3	2	22
新 潟	新潟県新潟市中央区東大通一丁目3番10号 大樹生命新潟ビル	3	0	19	9	4	1	36
富 山	富山県富山市桜橋通り6番11号 富山フコク生命第2ビル	3	0	9	3	1	1	17
金 沢	石川県金沢市本町二丁目15番1号 ポルテ金沢	1	0	8	3	2	1	15
松 本	長野県松本市大手三丁目1番1号 松本ビルディング	2	0	21	7	3	2	35
静 岡	静岡県静岡市葵区御幸町11番地30 エクセルワード静岡ビル	2	0	6	5	5	1	19
浜 松	静岡県浜松市中央区板屋町111番地2 浜松アクトタワー	4	0	14	10	12	6	46
名古屋	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 J R ゲートタワー	7	0	40	40	6	6	99
大 阪	大阪府大阪市北区角田町8番1号 大阪梅田ツインタワーズ・ノース	43	0	305	196	40	31	615
広 島	広島県広島市中区立町2番27号 メットライフ広島立町ビル	1	0	11	8	3	0	23
高 松	香川県高松市古新町3番地1 東明ビル	1	0	10	5	1	1	18
福 岡	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号 天神ビジネスセンター	15	0	71	51	10	7	154
那 覇	沖縄県那覇市久米二丁目4番16号 大樹生命那覇ビル	1	0	5	1	1	0	8
計		523	12	2,466	1,396	1,023	564	5,984

(注) 公認会計士の人数は、日本公認会計士協会において開業登録が完了した者である。

(注) 公認会計士試験合格者等の人数は、日本公認会計士協会において準会員登録が完了した者である。

四. 監査法人の組織の概要

別添「監査法人の組織図」のとおり

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	第 24 期 2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日	第 25 期 2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	92,525	96,102
非監査証明業務	16,977	19,121
合 計	109,503	115,223

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添「計算書類」のとおり

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添「監査報告書」のとおり

4. 供託金等の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する 供託金の額	1,070
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び 有価証券の額）	-
保証委託契約の契約金額	1,200
有限責任監査法人責任保険契約の填補 限度額（1 事故／期間中）	-

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

金融商品取引法・会社法監査 805 社	
株式会社アークス	アース製薬株式会社
株式会社アートネイチャー	株式会社IHI
株式会社アイキューブドシステムズ	アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社
アイコム株式会社	アイダエンジニアリング株式会社
株式会社アイティフォー	株式会社アイドマ・ホールディングス
株式会社アイネス	株式会社アインホールディングス
株式会社アクシス	株式会社アクセル
アグレ都市デザイン株式会社	株式会社アサカ理研
株式会社浅沼組	旭情報サービス株式会社
株式会社朝日ネット	株式会社アサンテ
アジアパイルホールディングス株式会社	株式会社アシックス
株式会社アジュバンホールディングス	株式会社アシロ
AZ-COM丸和ホールディングス株式会社	ASTI株式会社
アステラス製薬株式会社	株式会社アストロスケールホールディングス
アズワン株式会社	アセンテック株式会社
株式会社麻生	麻生フオームクリート株式会社
アツギ株式会社	アディッシュ株式会社
株式会社ADEKA	株式会社アドバンテスト
AtlasTechnologies株式会社	アニコムホールディングス株式会社
株式会社ABEJA	アマノ株式会社
株式会社Amazia	株式会社雨風太陽
荒川化学工業株式会社	株式会社ありがとうサービス
株式会社有沢製作所	アルコニックス株式会社
アルピコホールディングス株式会社	アルビス株式会社
株式会社アルファシステムズ	アルプスアルパイン株式会社
株式会社アルプス物流	アレンザホールディングス株式会社
アヲハタ株式会社	株式会社イーグランド
イーソル株式会社	飯田グループホールディングス株式会社
株式会社イーディーピー	株式会社池田泉州ホールディングス
株式会社石井鐵工所	石原産業株式会社
いすゞ自動車株式会社	伊豆箱根鉄道株式会社
井関農機株式会社	イチカワ株式会社
市光工業株式会社	株式会社イチネンホールディングス
いちよし証券株式会社	株式会社井筒屋
株式会社イトクロ	株式会社稲葉製作所
乾汽船株式会社	株式会社イノベーション
株式会社IMAGICAGROUP	株式会社インソース
インテグラル株式会社	株式会社イントラスト
株式会社INFORICH	株式会社インプレスホールディングス
インフロニア・ホールディングス株式会社	株式会社INPEX
株式会社ウィルズ	株式会社ウイルプラスホールディングス
ウイングアーク1st株式会社	UUUM株式会社
株式会社植木組	ウェルネット株式会社
ウシオ電機株式会社	株式会社unerry
ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社	株式会社うるる
AeroEdge株式会社	栄研化学株式会社
永大化工株式会社	株式会社エイチワン
株式会社エイトレッド	AREホールディングス株式会社
株式会社エーアンドエーマテリアル	AGS株式会社

株式会社ADワークスグループ	株式会社エクサウィザーズ
江崎グリコ株式会社	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社
株式会社エス・エム・エス	SMK株式会社
SMC株式会社	SWCC株式会社
株式会社STG	エステー株式会社
SBSホールディングス株式会社	SPK株式会社
株式会社エディオン	株式会社エニグモ
NSユニテッド海運株式会社	株式会社エヌエフホールディングス
NTN株式会社	ENEOSホールディングス株式会社
株式会社エノモト	株式会社愛媛銀行
株式会社FJネクストホールディングス	FDK株式会社
株式会社FPG	株式会社笑美面
MRT株式会社	株式会社エムアップホールディングス
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社	株式会社MS-Japan
株式会社MFS	株式会社エムティーアイ
エレコム株式会社	エン・ジャパン株式会社
株式会社エンバイオ・ホールディングス	尾家産業株式会社
応用地質株式会社	オエノンホールディングス株式会社
株式会社オーケーエム	株式会社OrchestraHoldings
株式会社オーシャンシステム	株式会社大塚商会
株式会社ODKソリューションズ	株式会社オーテック
株式会社オートサーバー	株式会社オーハシテクニカ
株式会社大林組	株式会社オービック
株式会社オービックビジネスコンサルタント	株式会社オープンアップグループ
株式会社オカムラ食品工業	オカモト株式会社
株式会社沖縄海邦銀行	小田急電鉄株式会社
OCHIホールディングス株式会社	小津産業株式会社
小野建株式会社	OBARAGROUP株式会社
株式会社オブティマスグループ	株式会社オリエントコーポレーション
オリンパス株式会社	株式会社Olympicグループ
オンコリスバイオファーマ株式会社	株式会社オンワードホールディングス
カーリットホールディングス株式会社	株式会社KaizenPlatform
株式会社カイノス	株式会社カウリス
株式会社カカクコム	株式会社学研ホールディングス
株式会社KADOKAWA	神奈川中央交通株式会社
株式会社要興業	株式会社カナモト
カネコ種苗株式会社	兼松エンジニアリング株式会社
川崎汽船株式会社	株式会社カワタ
株式会社環境管理センター	関西高速鉄道株式会社
関東電化工業株式会社	キーウェアソリューションズ株式会社
菊水ホールディングス株式会社	北恵株式会社
株式会社きちりホールディングス	キッコーマン株式会社
キッセイ薬品工業株式会社	株式会社キッツ
株式会社ギフティ	株式会社紀文食品
株式会社キムラ	木村工機株式会社
株式会社キャスター	株式会社キャンディル
株式会社キューソー流通システム	株式会社九電工
キュービー株式会社	キュービーネットホールディングス株式会社
株式会社キューブ	共栄火災海上保険株式会社
株式会社共立メンテナンス	杏林製薬株式会社
株式会社共和電業	株式会社きよこう
KIYOラーニング株式会社	株式会社銀座ルノアール

株式会社クイック	株式会社久世
株式会社グッドコムアセット	株式会社Gunosy
株式会社gumi	株式会社クラウドワークス
倉敷紡績株式会社	株式会社クラダシ
株式会社グラッドキューブ	KLab株式会社
グランディハウス株式会社	クリアル株式会社
グリー株式会社	グリーンランドリゾート株式会社
栗林商船株式会社	クリヤマホールディングス株式会社
クリングルファーマ株式会社	株式会社クレハ
株式会社グローバル・リンク・マネジメント	グローブライド株式会社
株式会社クロス・マーケティンググループ	クワザワホールディングス株式会社
株式会社群馬銀行	京阪ホールディングス株式会社
ケイヒン株式会社	京浜急行電鉄株式会社
京福電気鉄道株式会社	株式会社京葉銀行
株式会社KHC	KPPグループホールディングス株式会社
株式会社ケーユーホールディングス	元気寿司株式会社
株式会社コア	株式会社交換できるくん
株式会社幸楽苑ホールディングス	株式会社コーセー
コーユーレンティア株式会社	株式会社ゴールドウイン
コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社	株式会社KOKUSAI ELECTRIC
株式会社国際協力銀行	株式会社コスモスイニシア
小林製薬株式会社	株式会社コマースOneホールディングス
株式会社駒井ハルテック	株式会社コメダホールディングス
株式会社コモ	五洋建設株式会社
株式会社coly	株式会社サーラコーポレーション
サイオス株式会社	株式会社サカイ引越センター
株式会社佐賀銀行	さくらインターネット株式会社
櫻島埠頭株式会社	サスメド株式会社
佐田建設株式会社	サツドラホールディングス株式会社
サッポロホールディングス株式会社	佐藤食品工業株式会社
ザ・バック株式会社	株式会社山陰合同銀行
三機工業株式会社	株式会社SANKYO
サンケン電気株式会社	三精テクノロジーズ株式会社
株式会社サンドラッグ	三洋化成工業株式会社
山洋電気株式会社	山陽電気鉄道株式会社
三洋貿易株式会社	株式会社サンリオ
株式会社シーアールイー	株式会社C&Fロジホールディングス
株式会社GAtotechnologies	株式会社シイエヌエス
ジーエフシー株式会社	GMOアドパートナーズ株式会社
GMOインターネットグループ株式会社	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
GMOTECH株式会社	GMOフィナンシャルゲート株式会社
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
GMOペパボ株式会社	GMOメディア株式会社
GMOリサーチ&AI株式会社	株式会社ジィ・シィ企画
株式会社シード	株式会社SharingInnovations
JFEシステムズ株式会社	JFEホールディングス株式会社
株式会社J-オイルミルズ	J. フロントリテイリング株式会社
株式会社JCU	ジェコス株式会社
株式会社JERA	塩野義製薬株式会社
株式会社四国銀行	株式会社システムサポート
株式会社システムリサーチ	システム・ロケーション株式会社
シナネンホールディングス株式会社	芝浦機械株式会社

株式会社芝浦電子	澁澤倉庫株式会社
株式会社SHIFT	清水建設株式会社
株式会社シモジマ	株式会社じもとホールディングス
株式会社ジャノメ	ジャパンM&Aソリューション株式会社
ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社	ジャフコグループ株式会社
首都高速道路株式会社	株式会社ジョイフル本田
上新電機株式会社	常磐興産株式会社
粧美堂株式会社	株式会社松風
株式会社情報企画	昭和産業株式会社
株式会社昭和真空	株式会社ショーエイコーポレーション
株式会社ショクブン	信越化学工業株式会社
信越ポリマー株式会社	神姫バス株式会社
新晃工業株式会社	新光電気工業株式会社
株式会社ジズホールディングス	新電元工業株式会社
新日本電工株式会社	新日本理化株式会社
シンバイオ製薬株式会社	新報国マテリアル株式会社
株式会社瑞光	水道機工株式会社
株式会社杉村倉庫	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
株式会社スクロール	株式会社鈴木
スターゼン株式会社	株式会社スタジオアタオ
株式会社ステムリム	ステラケミファ株式会社
ステラファーマ株式会社	スパークス・グループ株式会社
株式会社スポーツフィールド	株式会社スマレジ
住友大阪セメント株式会社	住友林業株式会社
スルガ銀行株式会社	世紀東急工業株式会社
セイコーエプソン株式会社	西部電機株式会社
株式会社西武ホールディングス	積水化成品工業株式会社
積水ハウス株式会社	石油資源開発株式会社
株式会社セラク	セルソース株式会社
株式会社セレコーポレーション	全共連第1回劣後ローン流動化株式会社
Zenken株式会社	株式会社千趣会
セントラル総合開発株式会社	株式会社ZOA
株式会社ソケッツ	株式会社ソシオネクスト
株式会社ソフトクリエイトホールディングス	株式会社ソリトシステムズ
損害保険ジャパン株式会社	SOMPOホールディングス株式会社
第一建設工業株式会社	株式会社第一興商
大栄不動産株式会社	大王製紙株式会社
ダイコー通産株式会社	株式会社大水
株式会社大東銀行	大東建託株式会社
ダイニチ工業株式会社	株式会社大日光・エンジニアリング
ダイハツディーゼル株式会社	太平洋興発株式会社
株式会社太陽工機	株式会社大和コンピューター
大和自動車交通株式会社	大和ハウス工業株式会社
ダイワボウホールディングス株式会社	株式会社タウンズ
高千穂交易株式会社	株式会社高見沢サイバネティックス
株式会社タカミヤ	多木化学株式会社
タキヒヨー株式会社	株式会社ダスキン
タツタ電線株式会社	田辺工業株式会社
株式会社タナベコンサルティンググループ	株式会社タムラ製作所
株式会社チームスピリット	株式会社チェンジホールディングス
チッソ株式会社	株式会社千葉銀行
株式会社千葉興業銀行	Chatwork株式会社

中央日本土地建物グループ株式会社	中国塗料株式会社
株式会社銚子丸	株式会社ツガミ
築地魚市場株式会社	株式会社ツバキ・ナカシマ
株式会社椿本チエイン	株式会社ディア・ライフ
TIS株式会社	株式会社D&Mカンパニー
株式会社T&Dホールディングス	株式会社ディー・エヌ・エー
DMG森精機株式会社	ディーブイエックス株式会社
株式会社TKC	帝国繊維株式会社
株式会社DTS	株式会社データホライゾン
TPR株式会社	テクノプロ・ホールディングス株式会社
株式会社デジタルガレージ	株式会社出前館
デンカ株式会社	株式会社電業社機械製作所
電源開発株式会社	株式会社テンダ
東亜建設工業株式会社	東亜合成株式会社
東亜ディーケーケー株式会社	東映株式会社
東映アニメーション株式会社	東急株式会社
東急建設株式会社	東急不動産ホールディングス株式会社
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	東京製綱株式会社
株式会社東京精密	東京建物株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力ホールディングス株式会社
東京電力リニューアブルパワー株式会社	東京ラヂエーター製造株式会社
東京臨海高速鉄道株式会社	東テク株式会社
東都水産株式会社	東邦亜鉛株式会社
東邦化学工業株式会社	株式会社東邦銀行
株式会社東邦システムサイエンス	東邦チタニウム株式会社
東邦ホールディングス株式会社	東北電力株式会社
東洋エンジニアリング株式会社	東洋建設株式会社
東洋合成工業株式会社	東洋電機株式会社
東洋埠頭株式会社	株式会社TrueData
東レ株式会社	東和ハイシステム株式会社
東和薬品株式会社	トーア再保険株式会社
TOTO株式会社	株式会社トーハン
株式会社トーモク	株式会社戸上電機製作所
トナミホールディングス株式会社	トピー工業株式会社
株式会社トプコン	株式会社トマト銀行
巴工業株式会社	トモニホールディングス株式会社
株式会社富山銀行	株式会社富山第一銀行
株式会社ドリームインキュベータ	株式会社トリケミカル研究所
株式会社トリドリ	トリニティ工業株式会社
内外テック株式会社	内外トランスライン株式会社
ナガイレーベン株式会社	株式会社ナガセ
長瀬産業株式会社	株式会社永谷園ホールディングス
株式会社ナカニシ	中日本高速道路株式会社
ナカバヤシ株式会社	中本パックス株式会社
中山福株式会社	株式会社ナガワ
株式会社ナフコ	成田国際空港株式会社
ニシオホールディングス株式会社	西川計測株式会社
西日本鉄道株式会社	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
西日本高速道路株式会社	西日本旅客鉄道株式会社
西本Wismettacホールディングス株式会社	株式会社日伝
ニチバン株式会社	日油株式会社
株式会社ニチレイ	日和産業株式会社

日産自動車株式会社	日産車体株式会社
株式会社日産フィナンシャルサービス	株式会社ニッスイ
株式会社日宣	NISSOホールディングス株式会社
ニッタ株式会社	新田ゼラチン株式会社
株式会社NITTAN	日鉄鉱業株式会社
日鉄興和不動産株式会社	日東工器株式会社
日特建設株式会社	株式会社ニッポン
日本アジア投資株式会社	日本アビオニクス株式会社
日本乾溜工業株式会社	日本軽金属ホールディングス株式会社
日本ケミコン株式会社	日本酸素ホールディングス株式会社
日本精機株式会社	日本精工株式会社
日本製紙株式会社	日本曹達株式会社
日本鑄造株式会社	日本鑄鉄管株式会社
日本道路株式会社	日本板硝子株式会社
日本エコシステム株式会社	日本エンタープライズ株式会社
日本オラクル株式会社	日本化学工業株式会社
日本化薬株式会社	日本金銭機械株式会社
日本空港ビルディング株式会社	日本航空電子工業株式会社
日本高純度化学株式会社	日本コークス工業株式会社
日本シイエムケイ株式会社	日本住宅ローン株式会社
日本情報クリエイト株式会社	株式会社日本触媒
株式会社日本製鋼所	株式会社日本政策金融公庫
日本精蠟株式会社	日本ゼオン株式会社
日本調理機株式会社	日本テレビホールディングス株式会社
日本電技株式会社	株式会社日本動物高度医療センター
日本特殊塗料株式会社	日本ハウズイング株式会社
日本発条株式会社	日本ビジネスシステムズ株式会社
日本マクドナルドホールディングス株式会社	日本ライフライン株式会社
日本ロジテム株式会社	ネクセラファーマ株式会社
株式会社ネットプロテクションズホールディングス	note株式会社
株式会社ノザワ	野村アセットマネジメント株式会社
のむら産業株式会社	株式会社野村総合研究所
野村不動産ホールディングス株式会社	野村貿易株式会社
野村ホールディングス株式会社	株式会社パーカーコーポレーション
パーク二四株式会社	株式会社ハードオフコーポレーション
株式会社パイオラックス	株式会社ハイデイ日高
株式会社ハウスオブローゼ	株式会社白洋舎
株式会社長谷工コーポレーション	株式会社ハニーズホールディングス
浜松ホトニクス株式会社	Hamee株式会社
原田工業株式会社	株式会社パリミキホールディングス
株式会社バルカー	株式会社パルマ
株式会社パレスホテル	株式会社バローホールディングス
阪神高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社
ピクスタ株式会社	株式会社ビケンテクノ
ビジネスエンジニアリング株式会社	ビジネスコーチ株式会社
日立建機株式会社	株式会社日立製作所
株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	株式会社百十四銀行
ヒューマンホールディングス株式会社	ヒューリック株式会社
ファースト住建株式会社	ファイズホールディングス株式会社
ファナック株式会社	株式会社ファルテック
株式会社ファンケル	株式会社ファンペップ
フィーチャ株式会社	ヴィスコ・テクノロジーズ株式会社

フィデアホールディングス株式会社	フィンテックグローバル株式会社
株式会社フーディソン	株式会社フェローテックホールディングス
株式会社福岡中央銀行	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
株式会社福田組	株式会社フコク
藤倉化成株式会社	株式会社不二越
フジコピアン株式会社	株式会社藤商事
富士ダイス株式会社	富士通株式会社
富士電機株式会社	富士古河E&C株式会社
富士紡ホールディングス株式会社	株式会社フジ・メディア・ホールディングス
藤森工業株式会社	株式会社不二家
扶桑化学工業株式会社	フューチャー株式会社
芙蓉総合リース株式会社	ブライトパス・バイオ株式会社
プライム・ストラテジー株式会社	株式会社プラスアルファ・コンサルティング
株式会社pluszero	株式会社プラッツ
株式会社フリークアウト・ホールディングス	ブリッジインターナショナル株式会社
プリマハム株式会社	株式会社BlueMeme
古河機械金属株式会社	ブレインズテクノロジー株式会社
株式会社プレサンスコーポレーション	株式会社プレステージ・インターナショナル
プレミアアンチエイジング株式会社	株式会社ブロードバンドセキュリティ
株式会社プログリット	株式会社プロクレアホールディングス
株式会社プロシップ	プロパティデータバンク株式会社
株式会社フロンティアインターナショナル	株式会社文溪堂
ペイクラウドホールディングス株式会社	ベース株式会社
ベースフード株式会社	株式会社ペッパーフードサービス
弁護士ドットコム株式会社	株式会社豊和銀行
ホーチキ株式会社	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
ポールトゥウィンホールディングス株式会社	株式会社ホギメディカル
北越工業株式会社	ホクト株式会社
北雄ラッキー株式会社	北陸瓦斯株式会社
北陸電気工事株式会社	北陸電力株式会社
北海電気工事株式会社	北海道中央バス株式会社
北海道電力株式会社	株式会社ホテルオークラ
株式会社翻訳センター	株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
株式会社マイネット	前澤化成工業株式会社
マクセル株式会社	マクニカホールディングス株式会社
松井建設株式会社	松尾建設株式会社
株式会社マツキョココカラ&カンパニー	松田産業株式会社
株式会社マツモト	マブチモーター株式会社
株式会社豆蔵デジタルホールディングス	丸全昭和運輸株式会社
株式会社マルタイ	丸八証券株式会社
丸文株式会社	丸紅株式会社
三浦工業株式会社	ミガロホールディングス株式会社
ミクロン精密株式会社	株式会社ミスターマックス・ホールディングス
美津濃株式会社	株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ
三井化学株式会社	三井住建道路株式会社
三井住友建設株式会社	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
三菱化工機株式会社	三菱ケミカルグループ株式会社
三菱地所株式会社	三菱自動車工業株式会社
三菱製紙株式会社	三ツ星ベルト株式会社
株式会社南日本銀行	株式会社宮崎太陽銀行
ミヨシ油脂株式会社	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

株式会社ムゲンエステート	むさし証券株式会社
株式会社武蔵野銀行	株式会社村上開明堂
名工建設株式会社	株式会社明光ネットワークジャパン
明治ホールディングス株式会社	明星工業株式会社
明和地所株式会社	メタウォーター株式会社
メディキット株式会社	株式会社メドレー
株式会社メニコン	株式会社メルカリ
持田製薬株式会社	株式会社MonotaRO
モリ工業株式会社	森永乳業株式会社
守谷輸送機工業株式会社	株式会社ヤギ
株式会社安川電機	安田倉庫株式会社
株式会社ヤナセ	ヤマウホールディングス株式会社
株式会社山形銀行	株式会社ヤマザワ
山田コンサルティンググループ株式会社	株式会社ヤマタネ
ヤマハ株式会社	ヤマハ発動機株式会社
株式会社やまみ	ユアサ商事株式会社
株式会社ユアテック	ユーピーアール株式会社
UBE株式会社	株式会社雪国まいたけ
株式会社ユニカフェ	株式会社Ubicomホールディングス
養命酒製造株式会社	横浜高速鉄道株式会社
横浜ゴム株式会社	株式会社淀川製鋼所
株式会社ヨロズ	ライオン株式会社
株式会社RISE	ライト工業株式会社
株式会社ライフドリンクカンパニー	ラクオリア創薬株式会社
楽天カード株式会社	楽天銀行株式会社
楽天グループ株式会社	株式会社ラクト・ジャパン
ラサ工業株式会社	リオン株式会社
株式会社リクルートホールディングス	株式会社理経
リケンテクノス株式会社	株式会社リソー教育
株式会社LITALICO	リックス株式会社
株式会社リテールパートナーズ	リニューアブル・ジャパン株式会社
リバーエレテック株式会社	株式会社リビングプラットフォーム
株式会社琉球銀行	株式会社菱友システムズ
株式会社RYODEN	株式会社リンコーコーポレーション
リンテック株式会社	レイズネクスト株式会社
株式会社レオパレス21	Retty株式会社
株式会社REVOLUTION	ロート製薬株式会社
ロジスティード株式会社	株式会社YEDIGITAL
YKK株式会社	株式会社ワイズテーブルコーポレーション
株式会社和井田製作所	株式会社WOWOW
和弘食品株式会社	株式会社早稲田アカデミー
わらべや日洋ホールディングス株式会社	
金融商品取引法監査 27 社	
アクティビア・プロパティーズ投資法人	インヴィンシブル投資法人
グローバル・ワン不動産投資法人	KDX不動産投資法人
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	ザイマックス・リート投資法人
サムティ・レジデンシャル投資法人	産業ファンド投資法人
サンケイリアルエステート投資法人	ジャパンエクセレント投資法人
ジャパンリアルエステイト投資法人	信金中央金庫
スターアジア不動産投資法人	積水ハウス・リート投資法人
SOSiLA物流リート投資法人	大和ハウスリート投資法人
日本プライムリアルティ投資法人	日本ロジスティクスファンド投資法人

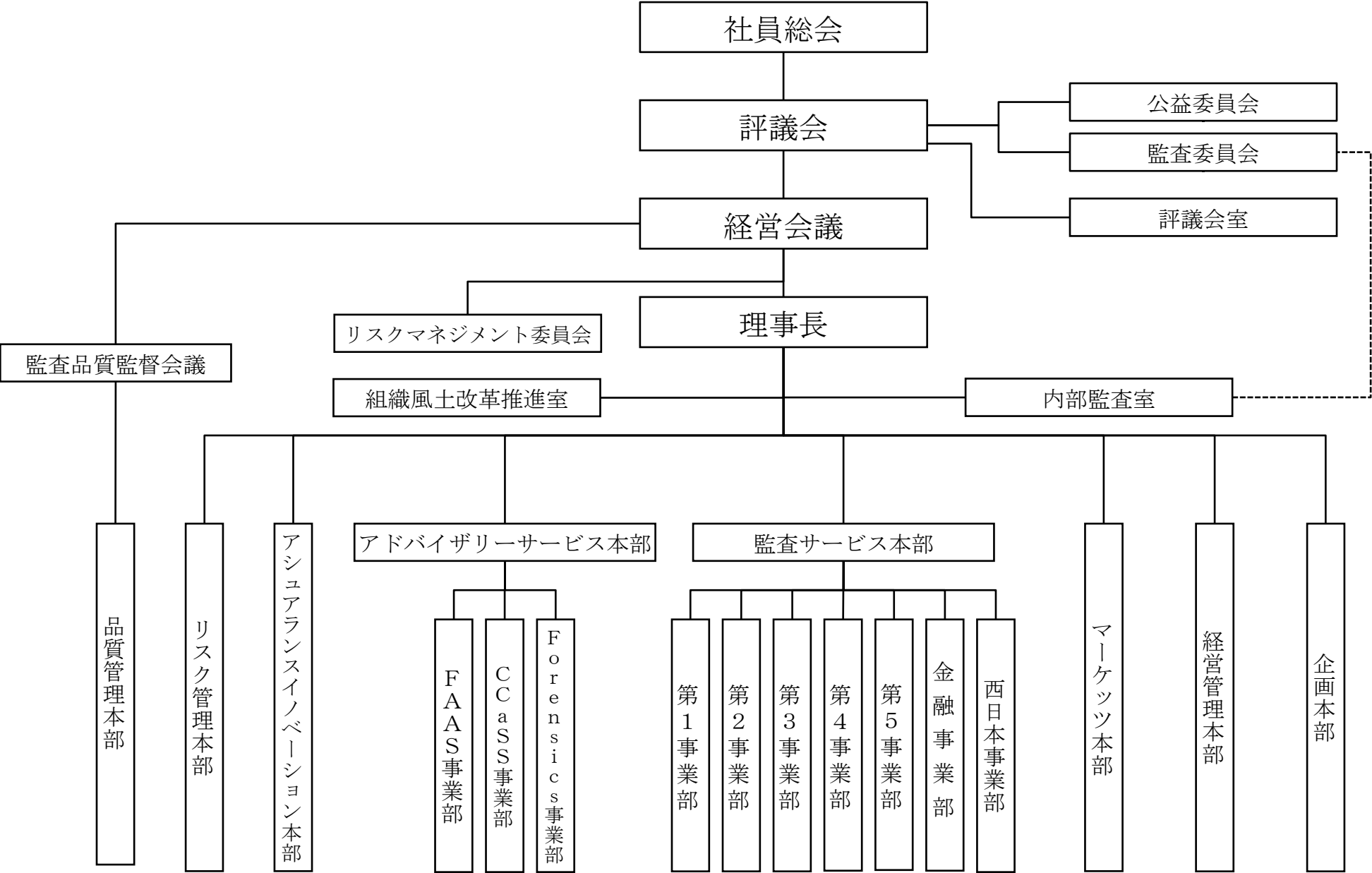
野村不動産マスターファンド投資法人	ヒューリックリート投資法人
フロンティア不動産投資法人	三菱地所物流リート投資法人
投資法人みらい	森トラストリート投資法人
森ヒルズリート投資法人	ユナイテッド・アーバン投資法人
Oneリート投資法人	
会社法監査 254 社	
愛知道路コンセッション株式会社	iTunes株式会社
株式会社青森銀行	旭食品株式会社
アニコム損害保険株式会社	株式会社飯田産業
株式会社e-MobilityPower	株式会社池田泉州銀行
いすゞ自動車販売株式会社	いすゞリーシングサービス株式会社
株式会社インテック	株式会社INPEX北カスピ海石油
株式会社INPEX南西カスピ海石油	株式会社INPEX西豪州ブラウズ石油
株式会社INPEXマセラ	エイチ・エス損害保険株式会社
エヌバイワイ株式会社	ENEOS株式会社
ENEOSファイナンス株式会社	ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
FLCS株式会社	FWD生命保険株式会社
株式会社FPG証券	株式会社MCCマネジメント
大阪国際石油精製株式会社	株式会社大島造船所
大手門株式会社	大林新星和不動産株式会社
株式会社オールスターファンディング	株式会社オリコオートリース
株式会社オリコプロダクトファイナンス	株式会社外為どっとコム
株式会社香川銀行	鹿島共同火力株式会社
鹿島石油株式会社	協同住宅ローン株式会社
株式会社きらぼし銀行	株式会社きらやか銀行
株式会社熊本銀行	クレディ・スイス証券株式会社
KMバイオロジクス株式会社	京阪電気鉄道株式会社
京阪電鉄不動産株式会社	株式会社ケン・コーポレーション
工機ホールディングス株式会社	株式会社鴻池組
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	国際紙パルプ商事株式会社
酒田共同火力発電株式会社	サッポロビール株式会社
サッポロ不動産開発株式会社	株式会社サンケイビル
株式会社サンシャインシティ	GMO外貨株式会社
GMOクリック証券株式会社	GMOコイン株式会社
JR西日本不動産開発株式会社	JX金属株式会社
JX石油開発株式会社	JXマレーシア石油開発株式会社
JNC株式会社	JFEエンジニアリング株式会社
JFE条鋼株式会社	JFE商事株式会社
JFEスチール株式会社	シャープファイナンス株式会社
ジャトコ株式会社	ジャパン石油開発株式会社
ジャパンマリンユナイテッド株式会社	株式会社ジャベックスグラフ
株式会社十八親和銀行	株式会社荘内銀行
常磐共同火力株式会社	信越半導体株式会社
しんきん証券株式会社	株式会社新来島どつく
ステート・ストリート信託銀行株式会社	西武鉄道株式会社
株式会社西武リアルティソリューションズ	株式会社西友
清和総合建物株式会社	株式会社セールスフォース・ジャパン
セゾン自動車火災保険株式会社	株式会社仙台銀行
総合地所株式会社	相馬共同火力発電株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社	SOMPOLightVortex株式会社
大正製薬株式会社	大正製薬ホールディングス株式会社
大東建託パートナーズ株式会社	大同生命保険株式会社

大東ファイナンス株式会社	株式会社大丸松坂屋百貨店
太陽生命保険株式会社	太陽石油株式会社
大陽日酸株式会社	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
ダイワボウ情報システム株式会社	大和リース株式会社
大和リビング株式会社	田辺三菱製薬株式会社
タンゲープロジェクトマネジメント株式会社	中央日本土地建物株式会社
チューリッヒ生命保険株式会社	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
T&Dユニテッドキャピタル株式会社	株式会社TMEIC
電源開発送変電ネットワーク株式会社	ドイツ証券株式会社
東急電鉄株式会社	東急ファイナンスアンドアカウンティング株式会社
東急不動産株式会社	東京港埠頭株式会社
東京国際空港ターミナル株式会社	東京短資株式会社
株式会社東京テレポートセンター	東京電力エナジーパートナー株式会社
東京電力フュエル&パワー株式会社	東京都地下鉄建設株式会社
東京発電株式会社	東京臨海熱供給株式会社
株式会社東京臨海ホールディングス	東邦薬品株式会社
東北電力ネットワーク株式会社	東レインターナショナル株式会社
株式会社トークネット	株式会社徳島大正銀行
トナミ運輸株式会社	株式会社長崎銀行
中之島高速鉄道株式会社	なないろ生命保険株式会社
成田高速鉄道アクセス株式会社	西尾レントオール株式会社
株式会社西日本シティ銀行	株式会社ニチレイフーズ
株式会社ニチレイロジグループ本社	日産グループファイナンス株式会社
日産ネットワークホールディングス株式会社	日産ファイナンス株式会社
日石ペラウ石油開発株式会社	株式会社NIPPO
日本紙通商株式会社	日本軽金属株式会社
日本アマゾンアルミニウム株式会社	日本イーライリリー株式会社
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社	日本海エル・エヌ・ジー株式会社
株式会社日本共創プラットフォーム	日本原子力発電株式会社
日本原燃株式会社	日本コカ・コーラ株式会社
日本テレビ放送網株式会社	日本ベトナム石油株式会社
日本マクドナルド株式会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
株式会社日本旅行	NAVERJ. Hub株式会社
農中信託銀行株式会社	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社
野村キャピタル・インベストメント株式会社	野村グローバル・ファイナンス株式会社
野村証券株式会社	野村信託銀行株式会社
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	野村不動産株式会社
野村プロパティーズ株式会社	一建設株式会社
株式会社長谷工不動産	株式会社パルコ
パンパシフィックエネルギー株式会社	パンパシフィック・銅工業株式会社
BNPパリバ証券株式会社	株式会社BCJ-66
株式会社BCJ-65	株式会社BCJ-52
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	日立Astemo株式会社
株式会社日立インダストリアルプロダクツ	日立グローバルライフソリューションズ株式会社
日立建機日本株式会社	株式会社日立産機システム
日立GEニュークリア・エナジー株式会社	株式会社日立システムズ
株式会社日立ソリューションズ	株式会社日立ハイテク
株式会社日立ビルシステム	株式会社bitFlyer
株式会社ファイントウデイ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社	株式会社福岡銀行
福岡国際空港株式会社	福島ガス発電株式会社
株式会社フジタ	富士通キャピタル株式会社

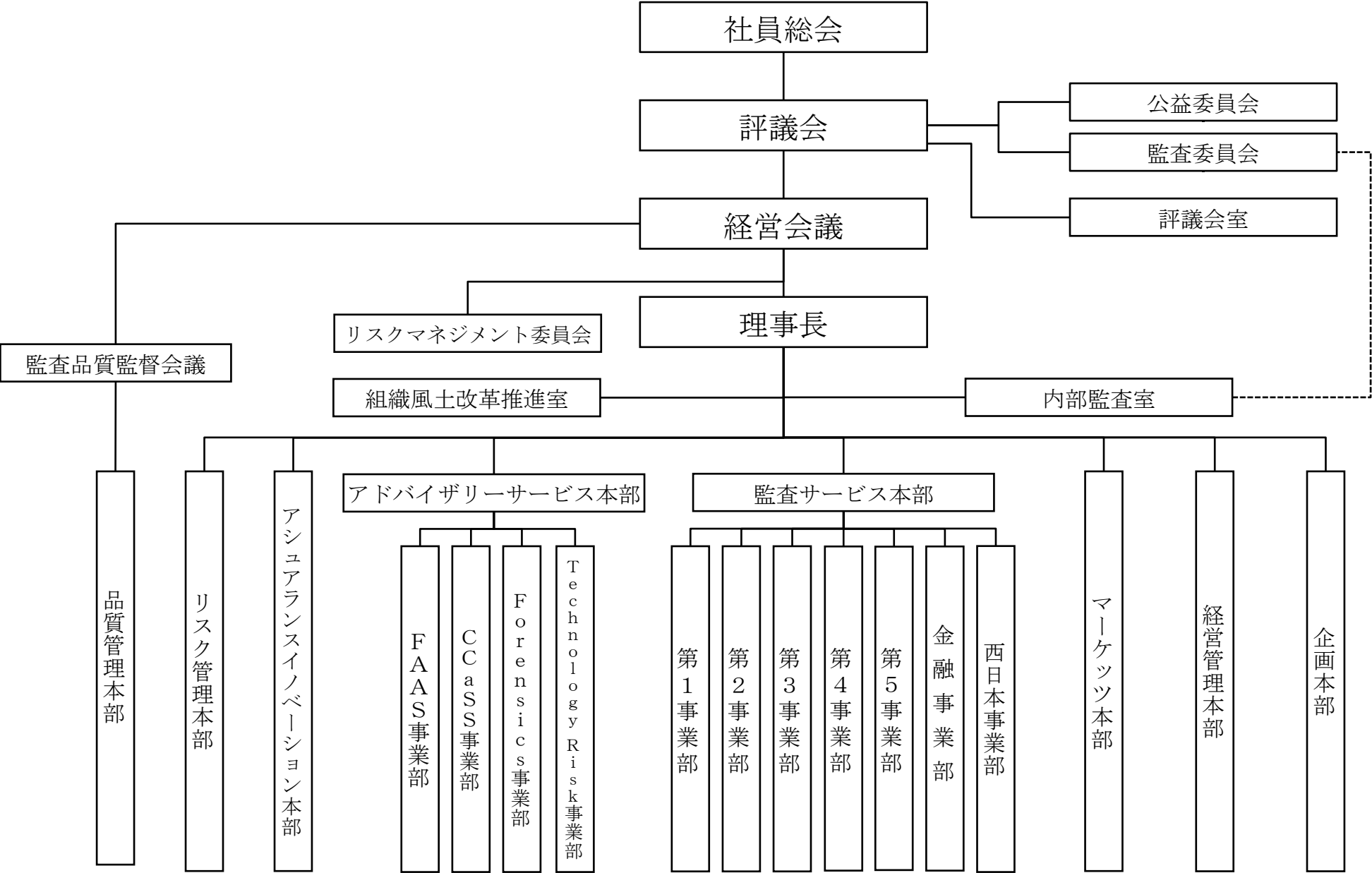
富士通Japan株式会社	富士電機フィアス株式会社
株式会社プライムポリマー	株式会社プロテリアル
株式会社フロム・ソフトウェア	ペット&ファミリー損害保険株式会社
株式会社北都銀行	北陸電力送配電株式会社
北海道石油共同備蓄株式会社	北海道電力ネットワーク株式会社
北海道旅客鉄道株式会社	ボッシュ株式会社
ポルシェファイナンシャルサービスジャパン株式会社	前田建設工業株式会社
前田道路株式会社	株式会社マクニカ
株式会社マツモトキヨシ	マニユライフ生命保険株式会社
丸紅アビエーション株式会社	丸紅フィナンシャルサービス株式会社
丸紅ペトロリアム株式会社	ミサワホーム株式会社
みずほ証券株式会社	みずほ信用保証株式会社
みずほファクター株式会社	みずほ丸紅リース株式会社
株式会社みちのく銀行	株式会社三越伊勢丹
三菱ケミカル株式会社	三菱地所レジデンス株式会社
三菱自動車ファイナンス株式会社	株式会社みんなの銀行
株式会社明治	MeijiSeikaファルマ株式会社
株式会社メルペイ	株式会社UI銀行
ユーシーカード株式会社	UDTラックス株式会社
UBE三菱セメント株式会社	UBS証券株式会社
UBSSuMiTRUSTウェルス・マネジメント株式会社	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社
株式会社ゆりかもめ	横浜港埠頭株式会社
楽天Edy株式会社	楽天カードサービス株式会社
楽天証券株式会社	楽天証券ホールディングス株式会社
楽天シンフォニー株式会社	楽天生命保険株式会社
楽天損害保険株式会社	楽天ペイメント株式会社
楽天モバイル株式会社	株式会社リクルート
リサイクル燃料貯蔵株式会社	ロードマップ・ホールディングス株式会社
ロジスティードホールディングス株式会社	YKKAP株式会社
その他の法定監査 43 社	
保険会社	
朝日生命保険相互会社	
独立行政法人	
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
独立行政法人国際協力機構	国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立病院機構
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人都市再生機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人福祉医療機構
国立大学法人	
国立大学法人お茶の水女子大学	国立大学法人群馬大学
国立大学法人佐賀大学	国立大学法人東京学芸大学
国立大学法人東京大学	
地方独立行政法人	
石川県公立大学法人	地方独立行政法人大阪市民病院機構
公立大学法人北九州市立大学	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
地方独立行政法人埼玉県立病院機構	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
地方独立行政法人静岡県立病院機構	公立大学法人静岡文化芸術大学
公立大学法人島根県立大学	地方独立行政法人市立吹田市民病院

地方独立行政法人東京都立病院機構	公立大学法人名古屋市立大学
地方独立行政法人奈良県立病院機構	広島県公立大学法人
公立大学法人広島市立大学	地方独立行政法人広島市立病院機構
地方独立行政法人山梨県立病院機構	
その他	
全国信用協同組合連合会	東京都信用農業協同組合連合会
農林中央金庫	労働金庫連合会
その他の任意監査 2 社	
中国建設銀行東京支店	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店

EY新日本有限責任監査法人組織図



EY新日本有限責任監査法人組織図



第 25 期

自2023年7月1日至2024年6月30日

計算書類

EY新日本有限責任監査法人

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	前会計年度 (2023年6月30日)	当会計年度 (2024年6月30日)	科目	前会計年度 (2023年6月30日)	当会計年度 (2024年6月30日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	38,990	41,900	流動負債	19,132	22,182
現金及び預金	24,782	24,375	未払金	12,067	14,068
業務未収入金	9,287	10,855	未払法人税等	328	532
前払費用	2,204	2,319	未払消費税等	1,233	1,729
未収入金	2,658	4,275	前受金	2,343	2,303
その他流動資産	73	92	預り金	2,122	1,867
貸倒引当金	△ 17	△ 17	賞与引当金	925	1,516
固定資産	13,857	13,909	その他流動負債	111	163
有形固定資産	720	732	固定負債	15,835	15,043
建物附属設備	677	678	退職給付引当金	753	693
器具備品	21	54	社員退職引当金	13,903	13,183
建設仮勘定	21	-	資産除去債務	1,144	1,136
無形固定資産	224	497	その他固定負債	33	30
ソフトウェア	51	37	負債合計	34,967	37,226
ソフトウェア仮勘定	173	460	(純資産の部)		
投資その他の資産	12,913	12,679	社員資本	17,832	18,445
投資有価証券	1,204	1,335	資本金	1,121	1,158
関係会社株式	14	14	出資金申込証拠金	108	81
関係会社出資金	455	455	資本剰余金	478	447
敷金及び保証金	3,807	3,723	資本準備金	478	447
社員退職年金掛金	4,513	3,948	利益剰余金	16,125	16,759
繰延税金資産	1,774	2,227	利益積立金	80	80
その他の投資等	1,173	997	その他利益剰余金	16,045	16,679
貸倒引当金	△ 29	△ 21	別途積立金	2,100	2,100
			繰越利益剰余金	13,945	14,579
			評価・換算差額等	47	138
			その他有価証券評価差額金	47	138
			純資産合計	17,880	18,583
資産合計	52,847	55,810	負債及び純資産合計	52,847	55,810

損益計算書

(単位:百万円)

科目	前会計年度		当会計年度	
	自 2022年7月1日		自 2023年7月1日	
	至 2023年6月30日		至 2024年6月30日	
業務収入		109,503		115,223
業務費用		109,439		115,166
営業利益		63		57
営業外収益				
受取利息及び配当金	123		160	
その他営業外収益	317	441	131	291
営業外費用				
支払利息	5		5	
その他営業外費用	34	39	21	26
経常利益		465		322
税引前当期純利益		465		322
法人税、住民税及び事業税		29		181
法人税等調整額		63		△ 493
当期純利益		373		634

社員資本等変動計算書

前会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

	社員資本									評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	出資金 申 込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金				社員 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合 計	
			資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 積立金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計				
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金					
当期首残高	1,088	99	478	478	80	2,100	13,572	15,752	17,417	-	-	17,417
当期変動額												
社員出資金増加	33	△ 99	66	66	-	-	-	-	-	-	-	-
社員出資金減少	-	-	△ 66	△ 66	-	-	-	-	△ 66	-	-	△ 66
申込証拠金受入額	-	108	-	-	-	-	-	-	108	-	-	108
当期純利益	-	-	-	-	-	-	373	373	373	-	-	373
社員資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47	47
当期変動額合計	33	9	-	-	-	-	373	373	415	47	47	462
当期末残高	1,121	108	478	478	80	2,100	13,945	16,125	17,832	47	47	17,880

当会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

	社員資本									評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	出資金 申 込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金				社員 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合 計	
			資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 積立金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計				
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金					
当期首残高	1,121	108	478	478	80	2,100	13,945	16,125	17,832	47	47	17,880
当期変動額												
社員出資金増加	37	△ 108	74	74	-	-	-	-	3	-	-	3
社員出資金減少	-	-	△ 105	△ 105	-	-	-	-	△ 105	-	-	△ 105
申込証拠金受入額	-	81	-	-	-	-	-	-	81	-	-	81
当期純利益	-	-	-	-	-	-	634	634	634	-	-	634
社員資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90	90	90
当期変動額合計	37	△ 27	△ 31	△ 31	-	-	634	634	613	90	90	703
当期末残高	1,158	81	447	447	80	2,100	14,579	16,759	18,445	138	138	18,583

注記表

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日												
当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1.資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 <table> <tr> <td>関係会社株式</td><td>移動平均法に基づく原価法</td></tr> <tr> <td>関係会社出資金</td><td>移動平均法に基づく原価法</td></tr> <tr> <td> 其他有価証券 市場価格のない 株式等 </td><td>移動平均法に基づく原価法</td></tr> </table> 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定率法 なお、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっている。 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。 3.引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 (2)賞与引当金 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度負担額を計上している。 (3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における期間定額基準により算出した退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計年度末において発生している	関係会社株式	移動平均法に基づく原価法	関係会社出資金	移動平均法に基づく原価法	其他有価証券 市場価格のない 株式等	移動平均法に基づく原価法	当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1.資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 <table> <tr> <td>関係会社株式</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>関係会社出資金</td><td>同左</td></tr> <tr> <td> 其他有価証券 市場価格のない 株式等 </td><td>同左</td></tr> </table> 2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 同左 同左 (2)無形固定資産 同左 同左 3.引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左	関係会社株式	同左	関係会社出資金	同左	其他有価証券 市場価格のない 株式等	同左
関係会社株式	移動平均法に基づく原価法												
関係会社出資金	移動平均法に基づく原価法												
其他有価証券 市場価格のない 株式等	移動平均法に基づく原価法												
関係会社株式	同左												
関係会社出資金	同左												
其他有価証券 市場価格のない 株式等	同左												

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日
と認められる額を計上している。 (4)社員退職引当金 社員の退職慰労金及び退職社員の退職年金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額及び期間定額基準により算出した退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上している。 4.収益及び費用の計上基準 (1)業務収入の計上基準 業務収入は、監査業務及び非監査業務の提供による収入であり、顧客との契約に基づいて、業務を提供する履行義務を負っている。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理している。 II.重要な会計上の見積り 会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。 ・繰延税金資産 1,774 百万円 III. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 985 百万円 2.偶発債務 (1)重要な係争事件 元監査対象会社である株式会社東芝の監査証明業務に関して、同社の個人株主 3 名から 1,017,495 百万円の損害賠償請求(株主代表訴訟)を受けているが、当法人は法的責任の存在を争って係争中である。	(4)社員退職引当金 同左 4.収益及び費用の計上基準 (1)業務収入の計上基準 同左 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左 II.重要な会計上の見積り 会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。 ・繰延税金資産 2,227 百万円 III. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,055 百万円 2.偶発債務 (1)重要な係争事件 元監査対象会社である株式会社東芝の監査証明業務に関して、同社の元株主から 1,017,495 百万円の損害賠償請求(株主代表訴訟)を受けているが、当法人は法的責任の存在を争って係争中である。

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日
3. 関係会社に対する金銭債権・債務 ・短期金銭債権 1,898 百万円 ・長期金銭債権 4,428 百万円 ・短期金銭債務 995 百万円	3. 関係会社に対する金銭債権・債務 ・短期金銭債権 2,425 百万円 ・長期金銭債権 4,267 百万円 ・短期金銭債務 820 百万円
IV.損益計算書に関する注記	IV.損益計算書に関する注記
1. 業務収入の内訳 ・監査業務収入 92,525 百万円 ・非監査業務収入 16,977 百万円	1. 業務収入の内訳 ・監査業務収入 96,102 百万円 ・非監査業務収入 19,121 百万円
2. 関係会社との取引高 ・業務収入 107 百万円 ・業務費用 16,371 百万円 ・受取利息及び配当金 120 百万円 ・その他営業外収益 55 百万円	2. 関係会社との取引高 ・業務収入 35 百万円 ・業務費用 15,892 百万円 ・受取利息及び配当金 160 百万円 ・その他営業外収益 0 百万円
V. 税効果会計に関する注記	V. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産の主な発生原因は、未払金、賞与引当金等である。	同左
VI. 金融商品に関する注記	VI. 金融商品に関する注記
1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取り組み方針として、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。また、デリバティブ取引については取引を行っていない。 業務未収入金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。 未払金及び預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日である。	1. 金融商品の状況に関する事項 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項 2023 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていない(注2)。また、「現金及び預金」、「業務未収入金」、「未収入金」、「未払金」、「預り金」	2. 金融商品の時価等に関する事項 2024 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていない(注2)。また、「現金及び預金」、「業務未収入金」、「未収入金」、「未払金」、「預り金」

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日																
については、現金であること、及び短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。	については、現金であること、及び短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。																
(単位:百万円)	(単位:百万円)																
<table><tr><th></th><th>貸借対 照表計 上額 (注1)</th><th>時価 (注1)</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1)敷金及び保証金</td><td>3,807</td><td>3,683</td><td>△123</td></tr></table>		貸借対 照表計 上額 (注1)	時価 (注1)	差額	(1)敷金及び保証金	3,807	3,683	△123	<table><tr><th></th><th>貸借対 照表計 上額 (注1)</th><th>時価 (注1)</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1)敷金及び保証金</td><td>3,723</td><td>3,651</td><td>△72</td></tr></table>		貸借対 照表計 上額 (注1)	時価 (注1)	差額	(1)敷金及び保証金	3,723	3,651	△72
	貸借対 照表計 上額 (注1)	時価 (注1)	差額														
(1)敷金及び保証金	3,807	3,683	△123														
	貸借対 照表計 上額 (注1)	時価 (注1)	差額														
(1)敷金及び保証金	3,723	3,651	△72														
(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)敷金及び保証金 将来返還されない敷金及び保証金を控除した金額を、国債の利回りの利率で割り引いた現在価値によっている。 (注2)市場価格のない株式等は、投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金から構成される。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、投資有価証券 1,204 百万円、関係会社株式 14 百万円、関係会社出資金 455 百万円である。	(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)敷金及び保証金 同左 (注2)市場価格のない株式等は、投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金から構成される。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、投資有価証券 1,335 百万円、関係会社株式 14 百万円、関係会社出資金 455 百万円である。																
VII.その他の注記 貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は百万円未満を切り捨てて表示している。	VII.その他の注記 同左																

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期 首 帳簿価額	期 中 増加額	期 中 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	償 却 累計額	期 末 取得価額
有形固定 資産	建物附属設備	797	2	0	121	677	714	1,392
	器具備品	15	11	0	5	21	270	292
	建設仮勘定	-	21	-	-	21	-	21
	計	812	34	0	127	720	985	1,705
無形固定 資産	ソフトウェア	35	29	-	13	51	24	75
	ソフトウェア仮勘定	-	173	-	-	173	-	173
	計	35	202	-	13	224	24	248

(注)ソフトウェア仮勘定の増加は、自社利用目的の開発中ソフトウェアによるものである。

当会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期 首 帳簿価額	期 中 増加額	期 中 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	償 却 累計額	期 末 取得価額
有形固定 資産	建物附属設備	677	153	22	130	678	785	1,464
	器具備品	21	61	0	28	54	269	323
	建設仮勘定	21	-	21	-	-	-	-
	計	720	215	44	158	732	1,055	1,788
無形固定 資産	ソフトウェア	51	1	-	15	37	39	77
	ソフトウェア仮勘定	173	287	-	-	460	-	460
	計	224	289	-	15	497	39	537

(注)ソフトウェア仮勘定の増加は、自社利用目的の開発中ソフトウェアによるものである。

2. 引当金の明細

前会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	118	31	5	98	46
賞与引当金	-	925	-	-	925
退職給付引当金	885	823	26	929	753
社員退職引当金	14,610	1,944	1,293	1,358	13,903

(注1) 貸倒引当金の当期減少額のその他は、債権の回収による戻入額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

(注2) 退職給付引当金及び社員退職引当金の当期減少額のその他は、年金制度への掛金の支払等によるものである。

当会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	46	8	5	11	38
賞与引当金	925	1,516	925	-	1,516
退職給付引当金	753	803	27	837	693
社員退職引当金	13,903	2,350	1,685	1,384	13,183

(注1) 貸倒引当金の当期減少額のその他は、債権の回収による戻入額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

(注2) 退職給付引当金及び社員退職引当金の当期減少額のその他は、年金制度への掛金の支払等によるものである。

3. 業務費用の明細

(単位:百万円)

科目	前会計年度		当会計年度	
	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日		自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	
人件費				
報酬給与	46,328		49,454	
賞与	9,739		9,704	
退職給付費用	3,463		3,830	
法定福利費	6,519		6,904	
福利厚生費	791		867	
支払業務報酬	505	67,348	397	71,160
人材開発費用				
研修関連費用	719		692	
採用関連費用	1,678	2,398	1,415	2,108
施設関連費用				
施設賃借料	3,676		3,702	
水道光熱費	145		137	
減価償却費	127		158	
その他	14	3,963	35	4,033
IT及び通信費				
業務委託費	2,424		2,968	
諸会費	5,400		5,056	
減価償却費	13		15	
その他	32	7,871	43	8,084
その他業務費用				
業務委託費	19,042		19,574	
旅費交通費	1,522		1,922	
諸会費	5,034		5,679	
損害保険料	1,024		1,003	
租税公課	800		848	
貸倒引当金繰入	△ 66		△ 3	
その他	498	27,857	753	29,779
合計		109,439		115,166

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

E Y新日本有限責任監査法人
監査委員会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 桐山 武志
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大島 充史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、E Y新日本有限責任監査法人の2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、E Y新日本有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における経営執行役員の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における経営執行役員の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

EY新日本有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年8月8日

E Y新日本有限責任監査法人
監査委員会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 桐山 武志
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大島 充史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、E Y新日本有限責任監査法人の2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、E Y新日本有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における経営執行役員の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における経営執行役員の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

EY新日本有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。